

電気事業法に係る立入検査結果

平成21年度第2四半期（7月～9月期）の状況

<今期検査結果の概要>

今期は、自家用電気工作物5件の立入検査を実施しました。その結果、次の事項を指摘しました。

なお、指摘した事項については原則、検査を実施した日から30日以内に改善の報告を求め、改善状況について確認しています。

<今期検査の実施件数等>

検査実施件数	うち指摘事項等のあった件数
5	5

<主な指摘事項等>

指摘事項	該当条文等	指摘件数
保安規程が定められていない	法第42条	1
主任技術者が選任されていない	法第43条	2
非常時の訓練が保安規程に基づき実施されていない	保安規程	1
巡視・点検及び測定基準が適切に定められていない	保安規程	1
保安規程に基づき点検が実施されていない	保安規程	1
負荷設備の月次点検及び年次点検が実施されていない	保安規程	1
年次点検が一部実施されていない	保安規程	1
空気圧縮機設置に係る騒音・振動の技術基準適合性を確認していない	保安規程	1
法定事業者検査記録及び巡視・点検記録の保存年限が定められていない	保安規程	1
法定事業者検査記録の保存、電気事故発生時の措置及び記録の保存に関する記述が不十分	保安規程	1
保安規程が保管されていない	保安規程	1
受電設備に立入禁止及び高圧危険表示がない	電技省令第23条	1
屋内低圧ケーブル工事が不適切(支点間の距離が超過)	電技解釈第187条	1
屋外低圧配線にビニルコードを使用している	電技解釈第211条	1
ケーブル工事が不適切(防護装置が破損している)	電技解釈第211条	1
絶縁監視装置の警報設定値が50ミリアンペアを超過している	点検頻度告示	1
絶縁監視装置の警報通信テストを実施していない	点検頻度告示	1
主任技術者は点検・検査記録を確認すること	その他	1